# 牟岐町に転入するとき (1/2)

## 住所の異動

受付窓口	住民福祉課(でんわ 0884-72-3415)
手続き	転入届(転入後14日以内)
必要なもの	届出人の印鑑、本人確認書類、転出証明書
備考	新住所の番地、アパート等の名称、部屋番号までご確認のうえ、届出をしましょう。

## 印鑑登録

受付窓口	住民福祉課(でんわ 0884-72-3415)
手続き	必要な方は新規登録申請
必要なもの	登録する印鑑、本人確認書類
備考	代理人が申請する場合、照会文書を本人宛に送付します。再度、照会文書と登録す
	る印鑑を持参してください。
	(その日の内に登録できません)

## 国民健康保険

受付窓口	健康生活課(でんわ 0884-72-3417)
手続き	国民健康保険加入届(転入後14日以内)
必要なもの	印鑑
備考	

# 国民年金

受付窓口	住民福祉課(でんわ 0884-72-3415)
手続き	住所变更届
必要なもの	印鑑、年金手帳
備考	国民年金、厚生年金受給者の方は住所変更のハガキがあります。

## 介護保険

受付窓口	健康生活課(でんわ 0884-72-3417)
手続き	要介護状態区分の継続手続き
必要なもの	受給資格証明書(前住所地で交付を受けた方のみ)
	健康保険の被保険者証(65 歳未満の方)
備考	手続きが必要な方は、40 歳以上の方で前住所で要介護認定を受けていた方や、今
備考	手続きが必要な方は、40歳以上の方で前住所で要介護認定を受けていた方や、今回認定を申請される方となります。
備考	

# 牟岐町に転入するとき (2/2)

## 後期高齢者医療

受付窓口	健康生活課(でんわ 0884-72-3417)
手続き	後期高齢者医療被保険者証交付申請
必要なもの	印鑑
	県外から転入する場合は次のものが必要です。
	1 後期高齢者医療負担区分等証明書
	2 後期高齢者医療認定証明書(一定の障害のある65~74歳の方や人工透析を
	実施している方等の場合)
対象となる方	後期高齢者医療広域連合の被保険者
	1 75歳以上の方
	2 65歳以上75歳未満の方で一定の障害があり、申請により広域連合の認定を
	受けた方
備考	

## 乳幼児医療費助成

受付窓口	住民福祉課(でんわ 0884-72-3416)
手続き	乳幼児医療費受給者証交付申請
必要なもの	印鑑、被保険者証(対象児が認定されているもの) 所得証明書
対象児	6 歳児未満の乳幼児
備考	所得制限により該当しない場合があります。

# 児童手当

受付窓口	住民福祉課(でんわ 0884-72-3416)
手続き	認定請求書
必要なもの	印鑑、年金加入証明(厚生年金加入の場合のみ) 児童手当用所得証明書
対象児	小学校終了前
備考	所得制限により該当しない場合があります。
	児童手当振込先の口座番号(請求者本人名義)をご用意ください。

# 水道使用

受付窓口	水道事業所(でんわ 0884-72-0152)
手続き	事前に電話でご連絡ください。
必要なもの	
備考	口座振替の手続きは各金融機関窓口でお願いします。